

新型コロナウイルスワクチン接種の実績報告書 (診療所)

医療法人の場合は、「医療法人」から記載する。

(1/2)

記載例

下記のとおり、新型コロナウイルスワクチンの接種を行ったので報告する。

接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分
		2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	50	50						850回	150回以上
接種回数 (予診のみを含めない)	職域			250	250			250		
		2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	50	25						75回	100回未満
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									
		2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	70	70			70			210回	150回以上
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									
		2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	50	50						100回	100回以上
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									
		3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	50	25						825回	150回以上
接種回数 (予診のみを含めない)	職域			250	250			250		
		3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	70	70			70			210回	150回以上
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									
		3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26		
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	50	50						100回	100回以上
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									
		3/27	3/28	3/29	3/30	3/31				
接種回数 (予診のみを含めない)	職域以外	50	25						75回	100回未満
接種回数 (予診のみを含めない)	職域									

(記載に当たっての留意事項)

「週の回数区分」について
 「週の接種回数」に応じて、計算式により「100回未満」、「100回以上」、「150回以上」が表示される。

回数150回以上の場合、区分「150回以上」から「100回以上」に修正したほうが、全体の請求額が高額になる場合がある。

具体例
 第1週 150回
 第2週 150回
 第3週 150回
 第4週 150回
 第5週 150回
 第6週 140回
 第7週 140回
 第8週 140回
 第9週～第13週 100回以下

上記のような場合に、第1週～第5週まで150回以上を5回とカウント(①)するより、第1週～第4週まで150回以上を4回、第5週～第8週まで100回以上を4回とカウント(②)した方が総額が高くなる。

① 150×5×3,000+100×3×0=2,250,000
 ② 150×4×3,000+(140×3+150×1)×2,000=2,940,000

上記の具体例のような場合は、「150回以上」となっている週のひとつを、リストから「100回以上」を選択して、修正する。
 ※手書きで記入する際は、上記内容を確認の上、適切な数値を記入してください。

本協力金の対象となる職域接種の回数のみを記載
 ※対象の確認は、別添の職域接種の実施を証する書類を確認

接種回数計 (予診のみを含めない)	2445回
-------------------	-------

(支援対象であるか確認するため、該当する項目にレ点を記入してください。)

問1 本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に集団接種である大規模接種会場・市町村特設会場の実績は含まれない。

問2 職域接種を実施していない → はい
(はいの場合問3以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問3 職域接種の実績は、本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に全く含まれていない → はい
(はいの場合問4以降に回答する必要はありません。)

↓ いいえ

問4 本報告書の「接種回数（予診のみを含めない）」に含まれるのは以下の①及び②の両方を満たす職域接種の実績のみですか。 → はい

(条件を満たしていない職域接種は「接種回数（予診のみを含めない）」に計上することは出来ません。条件を満たさない職域接種の実績を除いた上で、問4で「はい」を選択ください。)

本協力金の対象となる職域接種の回数は、次の①、②の条件を満たす場合のみとなります。職域接種の回数を含んで申請する場合は、事前に相談・申請窓口を確認していただくことをお勧めします。

①中小企業の社員や学生等が出向いてきて医療機関内で接種を行った。

(企業や大学などが指定した外部の接種会場に、医療機関が出張して接種した回数は含まれていない。)

②「中小企業（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体を事務局として共同実施した職域接種」又は「文部科学省が別に定める地域貢献の基準を満たす大学、短期大学、高等専門学校、専門学校の職域接種で所属の学生も対象に実施した職域接種」である。

○職域接種を依頼した事務局等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称
(※共同実施した事務局に、様式例の提出を求め添付願います。)

○職域接種を依頼した大学等の名称（職域接種を申請した主体名）を以下に記載願います。

名称

上記が事実と相違ないことを証明する。

医療法人の場合は、「医療法人」から記載する。

医療法人とちまるクリニック



令和4年 4月 1日

栃木県知事 福田 富一 様

記載例

医療機関等名称	医療法人とちまるクリニック
開設者氏名	栃木 太郎
電話番号	028-623-××××

個別接種促進のための支援事業に係る請求書（診療所）

2月6日から3月31日の期間において、別紙報告書のとおりコロナウイルスワクチンの接種を実施したため、以下のとおり請求する。

請求金額 **¥6,885,000**

内訳

2月6日から3月31日の間

150回以上接種した取扱いとする週 4週（4週以上で、該当する週の接種について3,000円加算）

100回以上接種した取扱いとする週 2週（4週以上で、該当する週の接種について2,000円加算）

	接種回数 (予診のみを含めない)	週150回以上接種の加算	週100回以上接種の加算	1日50回加算	
		単価 3,000円/回	単価 2,000円/回	※同一日に左記の加算と重複は不可	
2月6日の週	850回	2,550,000円	0円	0日	0円
2月13日の週	75回	0円	0円	1日	100,000円
2月20日の週	210回	630,000円	0円	0日	0円
2月27日の週	100回	0円	0円	2日	200,000円
3月6日の週	825回	2,475,000円	0円	0日	0円
3月13日の週	210回	630,000円	0円	0日	0円
3月20日の週	100回	0円	0円	2日	200,000円
3月27日の週	75回	0円	0円	1日	100,000円
合計	2,445回	6,285,000円	0円	6日	600,000円

金融機関コード	9999	支店コード	999
金融機関名	〇〇銀行	支店名	〇〇支店
預金種別	普通	口座番号	9999999
フリガナ	イリヨウホウジントチマルクリニック		
口座名義人	医療法人とちまるクリニック		

※ 該当がある場合のみ提出してください

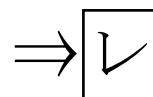
(様式例：実績報告書添付用)

令和____年____月____日

当団体では、令和____年____月____日から令和____年____月____日までに、医療機関 医療法人とちまるクリニック に出向いて職域接種を実施しました。

<該当する場合はレ点を記入願います。>

中小企業（中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業を指す。）が商工会議所、総合型健保組合、業界団体等複数の企業で構成される団体である。



団体名

■■商工会議所

代表者氏名

△△ △△

住所

栃木県……………

電話番号

--*****

代表者印

{ÿ ±ëÈ¤¢é·í-¿ñ, yðyE }□¶ Å¥

"r¥'É&óÉ†•"r¥'íäi
'æ†

0°3U [

{{>lysU•|ÿ ±ëÈ¤¢é·í-¿ñy, •ènjyrE d-}

		2/6	2/7	2/8	2/9	2/10	2/11	2/12) s) s	
		50	50								wÖ•"j»É&óx° lšÄ ° ÉW"ÄäÉó°\$ 50Äi eÉ à i i \$# E»lÄÉ/cÖ•
				250	250			250)	
fl	т	2.00		10.00	10.00			10.00	32		
fl	т	6.00		30.00	30.00			30.00	96		æÉlÿÉcKÄÄæ° W" EÄäÉÚi i \$cKÉ)DÉ† É° W "É1 í°'æ•íi)D
		2/13	2/14	2/15	2/16	2/17	2/18	2/19			%
		50	25								
fl	т	2.00	1.00						2		
fl	т	6.00	3.00						6		wÖ•"j»É&óx° lšÄ ° ÉW"ÄäÉó°\$ 50Äi eÉ É:ÖÉó° i i \$# E»lÄÉ/cÖ•
		2/20	2/21	2/22	2/23	2/24	2/25	2/26			
		70	70			70					,
fl	т	2.50	2.50			2.50			7		
fl	т	2.50	2.50			2.50			7		wÖ•"j»É&óxuÉó° i 2° †É:Ös<Éäà\$ •¾°&óÉ†ááí à>Ä° :Ö i i \$# E»lÄÉ/cÖ•
		2/27	2/28	3/1	3/2	3/3	3/4	3/5			
		50	50								&
fl	т	2.00							2		
fl	т	6.00							6		
		3/6	3/7	3/8	3/9	3/10	3/11	3/12			
		50	25								(
				250	250			250			
fl	т	2.00	1.00	10.00	10.00			10.00	32		
fl	т	6.00	3.00	30.00	30.00			30.00	96		
		3/13	3/14	3/15	3/16	3/17	3/18	3/19			
		70	70			70					,
fl	т	2.50	2.50			2.50			7		
fl	т	2.50	2.50			2.50			7		
		3/20	3/21	3/22	3/23	3/24	3/25	3/26			
		50	50								&
fl	т	2.00							2		
fl	т	6.00							6		
		3/27	3/28	3/29	3/30	3/31					
		50	25								%
fl	т	2.00	1.00						2		
fl	т	6.00	3.00						6		

2,445

fl	т	86
fl	т	230

